

資料提供年月日	平成27年 6月 3日	
問い合わせ先	課 名	総務法制企画課
	電 話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課 長 中 野 担当課長 岩 田

広 報 連 絡
＜市長記者会見資料＞

1 件 名

平成27年6月定例市議会提出の主な議案（予算を除く。）について

- ・岡山市ペット霊園等の設置等に関する条例の制定について（甲第108号議案）

担当課名	生活安全課
担当者名	課長 大畑 課長補佐 岡崎
連絡先	803-1277 内線 3230、3235

岡山市ペット霊園等の設置等に関する条例の制定について
(甲第108号議案)

1 目的

ペットが死亡した際に、家族の一員としてペット霊園等で手厚く葬りたいという思いを持っている飼い主は少なくありません。

一方で、ペット霊園等の設置等を巡っては、生活環境への影響を懸念する近隣住民も多くいます。

そこでこのたび、ペット霊園等の設置等に必要な措置を規定し、トラブルを未然に防ぎ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、条例を制定します。

2 条例の概要

○許可制

ペット霊園を設置しようとする者や業として火葬車両によりペットの死体を火葬しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受ける必要があります。

○設置場所の基準

公園、学校、官公署、住宅の敷地から100m（火葬施設等を有する場合は200m）以上離れていることを条件とします。ただし、公共の福祉に反しないと認められるときはこの限りではありません。

○構造設備等の基準

火葬炉は廃棄物焼却施設の設備構造基準に準じた基準に適合する施設とします。

3 施行日 条例公布後60日後とします。